

令和8年2月5日

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立加住小中学校
校 長 名 小 川 博 文 公印

令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法に基づき、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、人権尊重の精神を基盤に、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成する。小中一貫校の良さを生かし、生涯学び続ける姿勢や自らの人生を豊かなものとする資質を育み、「世界と未来に向かうたくましい力」を育成する。

これらの教育目標を実現するために、義務教育9年間で次のような児童・生徒の育成をめざす。

○すすんで学び 向上できる人 ○心豊かに 共に生きる人 ○心身を鍛え いのちを大切にすること

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて日常的に授業改善を図り、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と資質・能力と評価の観点を身に付けられるようにする。

イ 豊かな心の育成

① 9学年の異学年集団において交流活動や合同行事を通し、自他を尊重する心や社会性を育成する。

② 道徳教育をはじめ人権教育、環境教育、キャリア教育、郷土学習等の教育活動を地域の協力のもと実施する。また、多様な他者を理解し、互いに尊重しながら豊かな人間性や社会性を育む。

ウ 健やかな体の育成

① 学校行事やクラブ活動・部活動、体づくり運動等の充実により、健やかな身体の育成と体力の向上を図る。

② 義務教育9年間の発達段階に応じて、いのちを育む教育の推進を図る。

エ 不登校児童・生徒への支援

学校が総合教育相談室や地域・関係機関と連携を図り、組織的・計画的に不登校児童・生徒へ効果的な支援を行う。また、児童・生徒一人ひとりの状況や支援のニーズを的確に把握し、その児童・生徒に合った支援をする。

オ いじめの防止等の取組

毎週水曜日に学校いじめ対策委員会を開催し、いじめに対し些細な起りも見落とすことなく、未然防止・早期発見に努める。また、義務教育9年間を通して健全な人間関係形成を支える組織力の向上を図る。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育の視点に立った教育活動を推進することで、誰一人取り残さず育成する体制をつくる。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【加住小中学校グループ】

加住小中学校としての目標（義務教育終了段階において育成すべき生徒像）を自ら未来社会を生きる力の育成とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、人、時、物を大切にすることである。

そのために、全教職員が一体となって、共同研究や課題解決への行動の連携等を組織的に推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等（小学校外国語活動を含む）

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、昨年度の校内研究で取り組んだ「基礎的・基本的な学習内容の定着と主体的で深い学びを創造する授業づくり」を全教職員が実践し、授業改善を行う。
- ② 八王子市学力定着度調査の結果を基に児童・生徒のつまづきを把握し、実態に応じた手立てを講じられるように教材準備を行う。また、校内の学力調査委員会を中心に調査結果を経年で比較し、成果と課題を確認し、ICTを活用するなど授業の質のさらなる向上に活かしていく。
- ③ 個に応じた指導を充実させるために児童・生徒一人ひとりの学習状況等を把握し、1人1台の学習用端末やドリル型学習コンテンツ及び授業支援ツールを活用して個別最適な学び及び協働的な学びを取り入れた授業の実践に努める。
- ④ 小学校中・高学年の教科担任制を実施し、児童理解や教員相互の学び合いを一層深めていく。各教科において小中の教員が指導計画を立てて授業実践を行うことで、9年間の学習に系統性を持たせるとともに、専門性の高い内容の授業を展開し、児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「食と農」「郷土」「福祉」を小中一貫のテーマとし、農業体験、職場体験、福祉体験等の協働的な体験学習を行うことで、児童・生徒一人ひとりに設定した課題を解決できる機会を設ける。
- ② 地域の人材や施設及び自然環境を有効に活用することで、豊かな心の育成をめざすとともに、職業や自己の生き方について考えさせる。また、それを全体場で発表することで、考えた内容を分かりやすくまとめる力を育てる。
- ③ 小学校第5学年から中学校第3学年で縦割り班を編成し、滝山城跡等の地域の歴史、文化財、産業等を素材とした単元学習を行い、自己の課題を追究させながら、郷土加住を愛する心を養うとともに、地域の方々との関わりを大切に活動を進める。
- ④ 野菜・米づくりの協働作業を通して地域の方々との交流を深めるとともに、望ましい食生活を送る態度を育てる。

ウ 特別活動

- ① 委員会活動など自発的・自治的な活動に積極的に取り組ませ、よりよい学校生活の実現に向け、地域社会の一員としての自覚を高め、すすんでボランティア活動や交流活動に参加しようとする資質を養うことで、集団の一員としての自主的・実践的な態度を養う。
- ② 小学校と中学校が連携し義務教育9年間を見通した特別活動（小中合同の学校行事、小学校第5・第6学年と中学校生徒との合同委員会活動等）をさらに推進し、中学生が小学生の模範となるよう主体的に活躍する場面を工夫することで、上級生としての責任感や、上級生を尊重する心を育む。
- ③ 集団宿泊的行事では、平素と異なる環境の中、見聞を広め、自然や文化などに親しみ、よりよい人間関係を築くなど集団生活の在り方や公衆道徳について体験を積む。
- ④ 清掃活動や学級での当番活動等を通じて、自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、体験させることで、社会の一員として合意形成や意思決定をすることの大切さを理解できるようにする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 特別の教科 道徳の時間を道徳教育の要とした道徳教育全体計画を基に、教育活動全体を通じて道徳性の涵養を図る。人権尊重の理念に基づき、かけがえのない自他の生命を尊重する「命の大切さ」を重点目標とし、特別の教科 道徳の時間を軸として、生命の尊さを理解させる。また、特別活動や学級活動、小中合同の行事などを通して、他者を尊重する心の育成に努める。

イ 道徳科の授業において「相手への思いやり」や「ルールやマナー」についての道徳的価値について考えを深める時間を設定するとともに、情報リテラシーに関する指導を行う。

(3) キャリア教育

ア 異学年交流や企業調べ、企業訪問、社会で活躍している人との交流会など、さまざまな人とのかかわる中で自他の良さを見付け、自信をもって生活する態度を養い、夢や希望に向かい努力する児童・生徒を育てる。

イ 「農業」を中心とした地域や保護者との連携を図った活動の実施を通して、自分のまわりの人々の職業や生き方（自己選択）についての学びを充実させる。

ウ はちおうじっ子キャリア・パスポート等を活用し、義務教育9年間の学級活動の充実を図り、児童・生徒が学級の一員であることの喜びや希望をもって生きる態度を育成する中で、自分自身の変容や成長を振り返るとともに、これからの社会を支える実践力の育成を図る。

(4) 特別支援教育

- ア 全教員が、児童・生徒一人ひとりの特性を把握し、支援が必要な児童・生徒に関して家庭や地域、関係諸機関と連携を図り、課題解決に組織的に対応する。また、特別支援教室を退室した児童・生徒に対し、継続的に特別支援教室と連携を図り、学校生活支援シートや連携型個別指導計画を活用して、指導を継続することで切れ目のない支援を行い、段階的な自律を促していく。
- イ 保護者との理解を得ながら、特別支援学級との交流及び共同学習を計画的に取り入れ、インクルーシブな教育の観点に立った障害者理解教育の推進に取り組む。
- ウ 児童・生徒が交流を行う都立特別支援学校の児童・生徒の理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを中心に合理的配慮に基づき、「理解推進授業」を行っていく。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① セーフティ教室や交通安全教室、薬物乱用防止教室を通して、自己の身を守るよう健康、安全に対する意識を高め、家庭と地域と連携した安全指導の充実と組織的、計画的に児童・生徒の健全育成を図る。
- ② 児童・生徒の実態から生活スタンダード「かすみスリー」「かすみスタンダード」を見直し、定着を図る。
- ③ 児童・生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、『生命（いのち）の安全教育』指導の手引きを基に全学年で指導が行えるよう、各教科等で意図的に位置付ける。
- ④ 食育と保健指導を通して、心身ともに健やかで生涯にわたり健康な生活を送るための基礎を養う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週水曜日全教員が参加する「学校いじめ対策委員会」及び「いじめ対応のための時間」を中心として、保護者や外部機関との連携を図りながら組織的に対応するとともに、深刻な事案については学校サポートチームとの連携を図って対応していく。また、全ての児童・生徒が相談できる大人がいるようにするための取組として、相談できる大人がいないと回答した児童・生徒には個別面談を行う。
- ② 「加住小中学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめアンケートを年3回実施する他、小学校高学年からはQ-Uを用いて、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努める。また、いじめ防止プログラムを活用した授業を主に特別の教科 道徳や学級活動に位置付け、年間3回以上実施する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、いのちの大切さについての校長講話を行うとともに、「親切、思いやり」「生命の尊さ」についての道徳授業を行う。

ウ 不登校児童・生徒への支援等

- ① 不登校児童・生徒については、登校支援コーディネーターを中心に、校内委員会において「個票システム」を活用しながら一人ひとりの不登校の実態を把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、組織的・計画的に実施するなど教育相談機能、校内支援体制を充実させる。
- ② 不登校児童・生徒を対象とした別室指導「ほっとルーム」を活用し、不登校対応巡回教員と連携して社会的自立に向けた支援を行う。新たな不登校児童・生徒を生じさせないため、早期発見・安心感のある学校づくりに取り組んでいく。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムへの取組）

「はちおうじっ子ミニマム」等の学力調査の分析結果を踏まえた振り返り学習などから児童・生徒が最低限、身に付けなければならない学習内容を定着させるため、類似問題等に取り組ませる。

(7) 特色ある教育活動

○ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）小中の校務分掌を一体化し、さまざまな授業や学校行事などを合同で行う機会を増やし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を明確にし、小中一体化を推進していく。また、毎月小学校委員長と中学校生徒会・委員長が活動内容を報告し合い、協働で行える活動について話し合う中央委員会を実施する。
- （取組2）児童・生徒の基礎学力向上のために学力定着プロジェクトチームで、近隣大学との連携を図り、夏季休業日中に学習教室を実施し、誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力の向上をめざす。
- （取組3）誰一人取り残さず見守り、育成するために、小中職員会議後、児童・生徒の問題行動等の情報を共有できるよう、情報交換を行い、共通理解を図る。
- （取組4）保護者・地域と連携して防災キャンプや清掃活動などの地域行事を行う。

イ その他

- ① 八王子市版情報活用能力系統表を活用し、義務教育9年間を見通した児童・生徒一人ひとりの身に付けさせたい資質・能力を明確化し、毎週金曜日にGIGAの時間を設定して指導の個別化を図っていく。
- ② スタートカリキュラムに基づき、保・幼・小の架け橋プログラムを行っているこども園・幼稚園との相互交流に取り組むとともに、円滑な接続・就学を図っていく。
- ③ 「八王子市の部活動改革」に基づき、学校部活動の再編を行うと同時に地域連携を模索していく。
- ④ 児童・生徒が積極的に参加できる地域活動を充実させ、その取組を見取り、評価していく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
小1	17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小2	18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	206
小3	17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小4	17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	17	205
小5	17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	206
小6	18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	16	205
中1	17	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	206
中2	18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	18	207
中3	18	19	21	16	4	19	21	19	19	15	18	15	204
備考	◇小学校第1学年と中学校第1学年は4月6日(月)の始業式に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第3学年から第5学年は入学式4月7日(火)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校は、中学校卒業式3月19日(金)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第1学年から第4学年、中学校全学年は、小学校卒業式3月24日(水)に登校しない。〔1日減〕 ◇小学校第6学年は、3月26日(金)の修了式に出席しないため。〔2日減〕 ◇中学校第3学年は、3月26日(金)の修了式に出席しないため。〔3日減〕 ◇夏季休業日 7月24日(金)から8月25日(火)までとする。 ◇都民の日 10月1日(木)は授業を実施する。 ◇春季休業日 3月27日(土)からとする												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (小学校の1単位時間は45分、中学校の1単位時間は50分とする。)

区 分	学 年									
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175	140	140	105
	社 会			70	90	100	105	105	105	140 (2)
	算 数、数 学	136	175	175	175	175	175	140	105	140
	理 科			90	105	105	105	105 (2)	140 (2)	140
	生 活	102	105							
	音 楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	図画工作、美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	体育、保健体育	102	105	105	105	90	90	105	105	105
	家庭、技術・家庭					60	55	70	70	35
	外国語(英語)					70	70	140	140	140
小 計	782	840	805	840	875	875	895	875	875	
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
外国語活動			35	35						
総合的な学習の時間			70 (5)	70 (5)	70 (10)	70 (10)	50 (16)	70 (16)	70 (16)	
特別活動(学級活動)	34	35	35	35	35	35	35	35	35	
総 計	850	910	980 (5)	1015 (5)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (16)	1015 (16)	1015 (16)	

備 考

ア その他の授業時数

【小学校】

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会 活動	児童会集会活動	4	4	4	4	5	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		43 4/9	39 2/3	39 1/3	37	51 1/3	60 5/9
学級・学年の裁量の時間		8 1/3	8 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3

【中学校】

区分		学年		
		1	2	3
生徒会活動		3	3	3
学校行事		40 1/2	43 1/3	49 1/3
学級・学年の裁量の時間		1 1/5	5 7/10	9/10

イ 1単位時間（必要に応じて【小学校】、【中学校】等で示す）

【小学校】

- ・ 1単位時間は、45分間とする。
- ・ クラブ活動の1単位時間は60分とする。（第4学から第6学年 12回）

【中学校】

- ・ 1単位時間は、50分間とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて（必要に応じて【小学校】、【中学校】等で示す）

【小学校】

- ・ 第1学年は、5月25日（月）は体育祭全校練習のため1時間増
- ・ 第5学年は、6月19日（金）は移動教室のため1時間増
- ・ 第1学年から第6学年は、7月22日（水）は大掃除のため1時間増
- ・ 第6学年は、9月4日（金）2月5日（金）は移動教室・社会科見学のため2時間増
- ・ 第1学年は、12月14日（月）は授業参観のため1時間増
- ・ 第5学年と第6学年は、12月16日（木）は夢授業のため1時間増
- ・ 第1学年と第2学年は、3月11日（木）は校内スタンプラリーのため1時間増

【中学校】

- ・ 第1学年から第3学年は、5月1日（金）は生徒総会のため1時間増
- ・ 第1学年から第3学年は、5月22日（金）はスケアードストレートのため1時間増
- ・ 第1学年から第3学年は、7月22日（水）は大掃除のため1時間増
- ・ 第2学年は、9月15日（火）9月17日（木）は職場体験のため2時間増
- ・ 第3学年は、9月17日（火）9月19日（木）は修学旅行のため2時間増
- ・ 第1学年から第3学年は、10月9日（金）は生徒役員選挙のため1時間増
- ・ 第1学年から第3学年は、12月16日（水）は夢授業のため2時間増

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容（必要に応じて【小学校】、【中学校】等で示す）

【小学校】

- ・第3学年 蚕に関する調べ学習 5時間
- ・第4学年 八王子市の伝統工芸品に関する調べ学習 5時間
- ・第5学年 加住地域や八王子の農業に関する調べ学習 10時間
- ・第6学年 加住地域の企業や施設に関する調べ学習 10時間

【中学校】

- ・第1学年：総合的な学習の時間として郷土学習10時間、職業調べ新聞6時間
- ・第2学年：総合的な学習の時間として郷土学習10時間、上級学校調べ新聞6時間
- ・第3学年：総合的な学習の時間として郷土学習10時間、上級学校訪問レポート6時間
- ・第1学年：理科として2時間、科学コンクールレポート2時間
- ・第2学年：理科として2時間、科学コンクールレポート2時間
- ・第3学年：社会科として2時間、税の作文コンクール（作文）2時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動（必要に応じて【小学校】、【中学校】等で示す）

【小学校】

- ・朝会
月初め、約10分間、年間10回、副校長講話、生活指導、健康安全、食育等の指導を行う。
- ・児童会集会
委員会活動のあった翌週、約10分間、年間10回程度、委員会の発表や学級の取組を報告し合う。
- ・朝読書を行う。
朝の時間を活用して10分程度 年間通して読書を行う。
- ・補習日として、夏季休業中に「学習教室」を設定する。
*算数科・国語科の基礎的・基本的な内容を身に付けるために、学年をさかのぼって復習をする。
主に小中一貫教育指導資料や東京ベーシックドリルのプリント、ドリル型学習コンテンツ等を使い、個別指導を行う。（1回につき50分程度 最大3回行う。1～3単位時間程度）
- ・第3学年と第4学年は、年間で9日間、放課後補習を実施する。（9時間程度）

【中学校】

- ・毎週月曜から金曜の8:20から8:30まで朝読書を年間105回程度実施
（火曜と木曜日は本校舎での給食実施のため、校舎移動時間を確保するため朝読書・朝学習は実施せず）
- ・定期考査や入試対策のための放課後質問教室の実施（12時間程度）
- ・はちおうじっ子ミニマム習得のため、長期休業中の補習授業（5時間程度）

カ その他（必要に応じて【小学校】、【中学校】等で示す）

【小学校】

- ・小学校第1学年、第2学年は外国語活動を5単位時間、学級・学年裁量の時間に行う。